

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認するための書類一覧

平成31・32年度申請より「工事」に登録する場合、提出不要となります。
 (「工事」とともに、「コンサル」、「一般委託」、「物品」を同時に登録する場合も不要です)

関係書類	内 訳	内 容
雇用保険の加入関係書類 加入義務があれば1を添付、加入義務がなければ2を添付	1 労働局等に納付の場合	・労働局又は労働保険事務組合発行の労働(雇用)保険料領収書のコピー 必ず領収印が押印されているものを提出してください ・「労働保険料等に係る口座振替結果のお知らせ」のコピー 会社名が記載されている宛名面も忘れずにコピーしてください 「口座振替のお知らせ」(口座引き落としのお知らせ)は領収書ではありませんのでご注意ください ・労働保険料納入証明書 ・納入すべき金額が記載されている通知書と、通知書の記載金額が引き落とされたことが確認できる部分の通帳(又は取引明細書)のコピー(口座振替又はネットバンキングで領収書が無い場合) 通帳写しの該当する保険料引き落とし以外の部分は黒く塗りつぶすなどしていただいて構いません 上記のうちいずれか1つを提出してください 申請日から直近1回分を提出してください 「労働保険料概算保険料申告書」は領収書ではありませんのでご注意ください
	2 加入義務がない場合	「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」(所定の様式)を添付
健康保険の加入関係書類 加入義務があれば1～2のいずれかを添付、加入義務がなければ3を添付	1 年金事務所又は健康保険組合に加入の場合	・年金事務所又は健康保険組合発行の保険料領収書のコピー 必ず領収印が押印されているものを提出してください ・領収済額通知書(口座振替の場合 名称は健保組合ごとに異なります) 納入告知額通知書(保険料引き落としのお知らせ)は、領収書ではありませんのでご注意ください ・社会保険料納入証明(確認)書 全国健康保険協会管掌健康保険の場合 ・健康保険料納入証明書 組合管掌健康保険の場合 ・納入すべき金額が記載されている通知書と、通知書の記載金額が引き落とされたことが確認できる部分の通帳(又は取引明細書)のコピー(口座振替又はネットバンキングの場合で領収書が無い場合) 通帳写しの該当する保険料引き落とし以外の部分は黒く塗りつぶすなどしていただいて構いません 上記のうちいずれか1つを提出してください 申請日から直近の1回分を提出してください 「健康保険・厚生年金保険新規適用届」は領収書ではありませんのでご注意ください

	2 建設国保組合に加入の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・建設国保加入証明書(申請日から3ヶ月以内の原本) ・健康保険証(会社名の記載されているものに限る)社員全員分の写し <p style="text-align: center;">上記のうちいずれか1つを提出してください</p>
	3 加入義務がない場合	「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」(所定の様式)を添付
<p>厚生年金保険の加入関係書類</p> <p>加入義務があれば1を添付、加入義務がなければ2を添付</p>	1 年金事務所に加入の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険料領収書のコピー 必ず領収印が押印されているものを提出してください ・領収済額通知書(口座振替の場合) 納入告知額通知書(保険料引き落としのお知らせ)は、領収書ではありませんのでご注意ください ・社会保険料納入証明(確認)書 ・納入すべき金額が記載されている通知書と、通知書の記載金額が引き落とされたことが確認できる部分の通帳(又は取引明細書)のコピー(口座振替又はネットバンキングの場合で領収書が無い場合) 通帳写しの該当する保険料引き落とし以外の部分は黒く塗りつぶすなどしていただいて構いません <p style="text-align: center;">上記のうちいずれか1つを提出してください 申請日から直近の1回分を提出してください 「健康保険・厚生年金保険新規適用届」は領収書ではありませんのでご注意ください</p>
	2 加入義務がない場合	「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」(所定の様式)を添付
<p>各保険に加入したばかりで納付実績が無い場合、次の書類を提出してください</p> <p>雇用保険:雇用保険適用事業所設置届(受付印が押されたもの)の写し 健康保険・厚生年金保険:健康保険・厚生年金保険新規適用届(事業主控)(受付印が押されたもの)の写し <u>余白に初回納付時期を記入の上、初回保険料納付後、領収書等を送付してください</u></p> <p>各保険について、加入義務のある全ての社員が出向元で加入している場合、次の書類を提出してください</p> <p>出向元の各保険料領収書等 <u>余白又は別紙に、全社員が出向元で加入している旨を記入してください</u></p>		